

第2期福島おおぞそうインター工業団地分譲要領

(目的)

第1条 この要領は、福島おおぞそうインター工業団地分譲要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定により、第2期福島おおぞそうインター工業団地の分譲区画について、早期かつ円滑な企業立地を図るため、分譲区画の面積、価格及び公募の方法等に関して必要な事項を定めるものとする。

(分譲区画の概要)

第2条 市が次条に規定する公募等を行う分譲区画は3区画とし、概要は次のとおりとする。

(1) 区画1

ア 分譲区画の名称	B区画
イ 分譲区画の所在	福島市大笹生字塚田1番1、南鬼淵1番3
ウ 分譲区画の面積	6,369.40㎡
エ 分譲区画の販売価格	138,852,920円（1㎡当たり21,800円）

(2) 区画2

ア 分譲区画の名称	D区画
イ 分譲区画の所在	福島市大笹生字馬洗場1番1、塚田1番4、金花山1番2
ウ 分譲区画の面積	22,285.39㎡
エ 分譲区画の販売価格	490,278,580円（1㎡当たり22,000円）

(3) 区画3

ア 分譲区画の名称	G区画
イ 分譲区画の所在	福島市大笹生字藤ノ町1番1、五反田1番2、舘ノ西2番1、馬洗場1番6、宮ノ前1番1、金花山1番6
ウ 分譲区画の面積	59,367.93㎡
エ 分譲区画の販売価格	1,246,726,530円（1㎡当たり21,000円）

(分譲区画の公募等)

第3条 前条に規定する分譲区画の公募等は、次のとおりとする。

(1) 第1次随時受付（受付終了）

ア 受付開始日	令和8年4月15日（水）
イ 受付締切日	令和8年6月15日（月）
ウ 分譲内定の時期	令和8年8月中旬（予定）
オ 土地売買契約締結の時期	令和9年1月下旬以降（予定）

(2) 第2次随時受付

ア 受付開始日	令和8年8月17日（月）
---------	--------------

- イ 受付締切日 令和8年11月30日（月）
ウ 分譲内定の時期 令和9年2月上旬（予定）
オ 土地売買契約締結の時期 令和9年10月下旬以降（予定）

2 前項に規定する随時受付の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、期間中の土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日祝日は除くものとする。また、郵送の場合はそれぞれの受付締切日必着とする。

（事前協議）

第4条 分譲区画について申込みを行う企業等（以下「申込み企業等」という。）は、福島市商工観光部企業振興課と事業所の立地計画について、申込み前にあらかじめ協議を行うものとする。

（申込み）

第5条 申込み企業等は、申込みにあたり、工業団地申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、福島市商工観光部企業振興課に提出するものとする。

- (1) 事業所立地計画書（様式第2号）
- (2) 事業内容説明書（様式第3号）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- (4) 会社概要
- (5) 直近3か年分の決算書及び事業報告書
- (6) 定款及び履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）
- (7) 法人の印鑑証明書（発行後3か月以内）
- (8) 直近1か年の国税、都道府県民税、市町村税の滞納がない旨の証明書（発行後3か月以内）
- (9) その他必要な資料

（審査委員会の開催）

第6条 申込み企業等から提出された工業団地申込書は、それぞれの受付締切日で締め、要綱第12条に規定する福島おおぞうインター工業団地審査委員会を開催し、分譲する企業等を選定するための審査を行う。

（分譲の結果通知）

第7条 要綱第13条の規定により、申込み企業等に対し、分譲の結果を通知する。

2 分譲の結果通知には、区画、立地の妥当性、分譲の内定（第一順位交渉権）又は次点交渉権（複数の企業等がある場合はその順位）、及び条件等を記載する。

（立地基本協定の締結）

第8条 市は、前条の規定により、分譲が内定した企業等（以下「分譲予定企業等」という。）との間において、分譲区画についての立地基本協定を締結することができる。ただし、立地基本協定の締結が、分譲予定企業等が分譲区画への立地及び当該企業等の経営に、支障があると市長が認める場合はこの限り

ではない。

（土地売買契約の締結）

第9条 土地売買契約の締結は、財産処分に係る市議会の議決を得た後に行う。

2 分譲予定企業等は、市が定める期限内に土地売買契約書に記載の売買代金を市に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第10条 分譲区画の所有権は、分譲予定企業等が前条第2項に定める売買代金を完納したときに分譲予定企業等に移転するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、分譲区画の公募等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年8月17日から施行する。